

職業安定法によつて



- (1) 職につかいとするとき、公平に就職をあつせんしてもらうけんりがあります。
- (2) 有利な就職のための職業補導をうけるけんりがあります。

その他働くひとのけんりを保障している法律

労働關係調整法・失業保険法・緊急失業対策法
健康保険法・厚生年金保険法など

3. あなたのもつている法律上のけんりをいかしきむをはたしましよう。

あなたが組合に加入するけんりをもつていても、あなたが現に組合に加入し、組合員としてのぎむをはたさないのなら、このけんりは、あなたによつたくないも同然です。

法律上のけんりをよく知り、それにともなうぎむをはたすこと、このことこそあなたがよき市民となる第一歩です。

4. あなたのけんりをいかすため公けの機關を利用しませう。
- (1) あなたが仕事のうでをみにつけたいときは……
…公共職業補導所へ
 - (2) あなたが仕事をもとめるときは……公共職業安定所へ
 - (3) あなたが失業保険の給付をうけたいときは……
…公共職業安定所へ
 - (4) あなたが労働組合をつくるために相談したいときは……勞政事務所へ
 - (5) あなたが争議のいざこざを解決してもらいたいときは……地方または中央労働委員会へ
 - (6) あなたのつとめている事業場の労働條件が労働基準法に違反しているとおもつたときは……労働基準監督署へ
 - (7) あなたが労働者災害補償保険の給付をうけたいときは……労働基準監督署へ
 - (8) あなたが健康保険金の給付をうけたいときは……社会保険出張所か縣廳か健康保険組合へ
 - (9) あなたが厚生年金の給付をうけたいときは……社会保険出張所か縣廳か健康保険組合へ
 - (10) あなたが婦人労働の問題について相談したいときは……婦人少年局地方職員室へ

働く婦人の けんりとぎむ



1. 働く婦人としてあなたがもつているけんりとぎむを知りましょう！

あなたは研究してごらんになつたことがおありますか？

どんな法律があつて、どんなふうにあなたのけんりをまもつておりまたぎむを定めているかを。

2. あなたは働く婦人として誠實にその仕事に従事するぎむがありますがあなたがもつているけんりとして

憲法は



- (1) あなたが健康で文化的な最低限度の生活を営むけんりがあること
- (2) あなたが勤労するけんりをもち、ぎむをもつてること

また

- (3) 労働條件について保護をうけるけんりがあることを宣言しています。
- (4) あなたが働くものとしての地位を向上させるために労働組合を組織したり、または労働組

合に加入して團体交渉をしたり、團体活動をするけんりがあることを保障しています。

そして

- (5) あなたが政治的、經濟的、社會的關係において性別によつて差をつけられないことを保障しています。

労働基準法によって



- (1) 労働時間や休けい、休日、安全衛生など働く條件についての最低の基準が、さだめられていますからあなたはそれより低い條件で働くのが保障されています。
- (2) 婦人はその母性をまもるため、特別に保護されています。
 - イ) 坑内労働や原則として深夜業をさせられないとが保障されています。
 - ロ) 産前6週、産後6週の休暇、1日2回各々30分の育児時間、また必要に應じて生理休暇を請求するけんりをもっています。
 - ハ) 仕事のために、けがや病氣、死亡した場合

に、補償をうけるけんりがあります。

労働組合法によって



- (1) 團体交渉や爭議行為が正當な場合には、刑罰をうけたり損害賠償を請求されたりしないことが

保障されています。

- ※(2) 労働協約（労働條件などについての組合と使用者との約束）をむすぶことができます。
- (3) 爭議が自分達で解決できなくなつた場合に、そのいざこざをえんまんにまとめてもらうことができます。

